

各種委員会組織運営規則 新旧対照表

現 行	改 定	備 考
<p>各種委員会組織運営規則</p> <p>(常設委員会の設置)</p> <p>第2条 本協会の事業遂行のため、次の常設委員会を設置する。</p> <p>(1) 法務委員会 (2) 競技会委員会 (3) 審判委員会 (4) 技術委員会 (5) 医学委員会 <u>(6) フットサル委員会</u> <u>(7) 財務委員会</u> (8) 女子委員会 (9) 国際委員会</p> <p>(専門委員会の設置)</p> <p><u>第3条 本協会の事業遂行のため、次の専門委員会を設置する。</u></p> <p><u>(1) 施設委員会</u> <u>(2) リスペクト・フェアプレー委員会</u> <u>(3) コンプライアンス委員会</u> <u>(4) 殿堂委員会</u> <u>(5) 社会貢献委員会</u> <u>(6) アスリート委員会</u> <u>(7) 表彰委員会</u> <u>(8) 報酬委員会</u></p> <p>第8条 各種委員会の委員長は、次の権限を有する。</p> <p>(1) 理事会に出席し、その所管事項に関する報告又は意見陳述を行うこと (2) 緊急を要するため、各種委員会に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること</p>	<p>各種委員会組織運営規則</p> <p>(委員会の設置)</p> <p>第2条 本協会の事業遂行のため、次の委員会を設置する。</p> <p><u>(1) 技術委員会</u> <u>(2) 女子委員会</u> <u>(3) 審判委員会</u> (4) 法務委員会 (5) 競技会委員会 (6) 医学委員会 (7) 国際委員会 <u>(8) リスペクト委員会</u> <u>(9) コンプライアンス委員会</u> <u>(10) アスリート委員会</u></p> <p><u>第3条 [削除]</u></p> <p>第8条 各種委員会の委員長は、次の権限を有する。</p> <p>(1) <u>必要に応じ</u>理事会に出席し、その所管事項に関する報告又は意見陳述を行うこと (2) 緊急を要するため、各種委員会に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること</p>	<p>委員会の再編方針に基づき、委員会の編成を変更する。</p>

2 各種委員会の委員長は、前項第2号の決定を行った場合には、次の委員会において、これを報告しなければならない。

(改正)

2 各種委員会の委員長は、前項第2号の決定を行った場合には、次の委員会において、これを報告しなければならない。

(改正)

2024年3月 7日(2024年3月23日施行)

別表1 [各種委員会の所管事項]

【比較の便宜上、順番を入替えて記載】

#### 4. 技術委員会

- (1) 日本を代表するチームの監督候補者の推挙
- (2) 日本を代表するチームの編成案の作成
  
- (3) 日本を代表するチームの強化
- (4) その他日本を代表するチームに関する事項
- (5) 選手の育成、強化に関する事項
- (6) ユース年代の普及に関する事項
- (7) 強化方針に基づく技術指導
- (8) 指導者の養成
- (9) 指導に関するビデオ、書籍等の認定、推薦
- (10) その他技術指導に関する事項

#### 6. フットサル委員会

- (1) フットサルに関する事項
- (2) フットサルに関する大会及び試合の監理
- (3) ビーチサッカーに関する事項
- (4) ビーチサッカーに関する大会及び試合の監理

#### 8. 女子委員会

- (1) 女子サッカーの強化・育成・普及に関する事項

別表1 [各種委員会の所管事項]

#### 1. 技術委員会

- (1) 男子の日本代表チームの監督候補者の推挙
- (2) 男子の日本代表チームの編成案、強化案、スケジュールの作成
- (3) 男子の日本代表チームの強化
- (4) その他日本代表チームに関する事項
- (5) 選手の育成、強化に関する事項
- (6) 普及に関する事項
- (7) 強化方針に基づく技術指導
- (8) 指導者の養成
- (9) 指導に関するビデオ、書籍等の認定、推薦
- (10) その他技術指導に関する事項
- (11) フットサル日本代表チーム及びフットサル技術に関する事項
- (12) ビーチサッカー日本代表チーム及びビーチサッカー技術に関する事項

#### 2. 女子委員会

- (1) 女子の日本代表チームの監督候補者の推挙
- (2) 女子の日本代表チームの編成案、強化案、スケジュールの作

委員会の再編方針に基づき、各委員会の所管事項を整理する

フットサル委員会の機能を技術委員会に移管する

### 3. 審判委員会

- (1) 競技規則の解釈、適用
- (2) 審判員の養成
- (3) 国際審判員に関する事項
- (4) 公式競技のための審判員の派遣に関する事項
- (5) 審判員の賞罰に関する事項
- (6) 審判指導者に関する事項

#### 1. 法務委員会

- (1) 各種規程・規則の草案
- (2) 各種法務関連政策に関する事項
- (3) サッカー界における法秩序の維持
- (4) 選手の資格に関する事項

#### 2. 競技会委員会

- (1) 各種大会に関する事項と試合の監理
- (2) F I F A、A F C及びE A F Fの各種大会並びにJリーグ等の国内大会の日程調整に関する事項

#### 1. 施設委員会

- (1) 競技会の施設関係の指導
- (2) 施設及び用具に関する規程基準の研究指導
- (3) 施設に関する情報の収集
- (4) 施設の増加、改善対策
- (5) ナショナルトレーニングセンター（N T C）に関する事項

### 成

- (3) 女子の日本代表チームの強化
- (4) その他女子の日本代表チームに関する事項
- (5) 技術委員会と連携した育成・指導者養成・普及に関する事項
- (6) WEリーグ、なでしこリーグ等、女子トップリーグとの連携に関する事項

### 3. 審判委員会

- (1) 競技規則の解釈、適用
- (2) 審判員の養成
- (3) 国際審判員に関する事項
- (4) 公式競技のための審判員の派遣に関する事項
- (5) 審判員の賞罰に関する事項
- (6) 審判指導者に関する事項

#### 4. 法務委員会

- (1) 各種規程・規則の草案
- (2) 各種法務関連政策に関する事項
- (3) サッカー界における法秩序の維持
- (4) 選手の資格に関する事案

#### 5. 競技会委員会

- (1) 各種大会に関する事項と試合の管理
- (2) F I F A、A F C及びE A F Fの各種大会並びにJリーグ等の国内大会の日程調整に関する事項

- (3) 競技会の施設関係の指導
- (4) 施設及び用具に関する規程基準の研究指導
- (5) 施設の増加、改善対策

施設委員会の機能を競技会委員会に移管する

## 5. 医学委員会

- (1) 選手の健康管理、傷害予防及び救急処置に関する事項
- (2) アンチ・ドーピングに関する事項
- (3) 日本を代表するチームの医事管理に関する事項
- (4) 指導者等に対する上記すべての教育及び普及に関する事項
- (5) 本協会主催の試合及び大会における医事管理に関する事項
- (6) その他すべての医学及び健康に関する事項

## 9. 国際委員会

- (1) F I F A、A F C及びE A F Fその他外国団体との交渉
- (2) アジア協力に関する事項
- (3) 上記以外の国際関係

## 2. リスペクト・フェアプレー委員会

- (1) リスペクトに関する事項
- (2) フェアプレーに関する事項
- (3) 差別、暴力対策に対する事項

## 5. 社会貢献委員会

- (1) 社会貢献に関する事項

## 3. コンプライアンス委員会

- (1) 本協会のコンプライアンス等に関する事項

## 6. アスリート委員会

- (1) 選手に関する事項

## 6. 医学委員会

- (1) 選手、指導者、審判員、審判指導者の健康管理（フィジカル、メンタル）、傷害予防及び救急処置に関する事項
- (2) アンチ・ドーピングに関する事項
- (3) 日本代表チームの医事管理に関する事項
- (4) 指導者等に対する上記すべての教育及び普及に関する事項
- (5) 本協会主催の試合及び大会における医事管理に関する事項
- (6) その他すべての医学及び健康に関する事項

## 7. 国際委員会

- (1) F I F A、A F C及びE A F Fその他外国団体との交渉
- (2) アジア協力に関する事項
- (3) 上記以外の国際関係

## 8. リスペクト委員会

- (1) リスペクトに関する事項
- (2) フェアプレーに関する事項
- (3) 暴力・暴言・ハラスメント・差別等の防止に関する事項
- (4) 社会貢献に関する事項
- (5) 復興支援に関すること
- (6) ダイバーシティ及びインクルージョンに関する事項

## 9. コンプライアンス委員会

- (1) 本協会及び加盟団体のコンプライアンス等に関する事項
- (2) コンプライアンス事案対応に関する事項
- (3) 内部統制に関する事項

## 10. アスリート委員会

- (1) 競技環境に関する選手視点での現状分析と課題抽出
- (2) 競技環境に関する提案・提言

名称の変更

社会貢献委員会の機能をリスペクト委員会に移管する

7. 財務委員会

- (1) 毎年度予算案及び決算案の審議
- (2) 資金運用、借入等資金計画に関する検討
- (3) 長期財政計画の審議
- (4) その他財務及び経理に関する重要事項の審議

4. 殿堂委員会

- (1) 日本サッカー殿堂掲額者の候補者の選考
- (2) 日本サッカー殿堂に関する事項

7. 表彰委員会

- (1) 表彰に関する事項

8. 報酬委員会

- (1) 報酬に関する事項

以下削除（非常設とする）